**公害関係法令に基づく届出方法について**

公害関係法令に基づく届出は、高崎市役所２階３７番窓口にて承っております。

電子メール又は郵送で提出をする場合は、下記をご確認ください。

土壌汚染対策法に係る届出につきましては、お電話にてお問い合わせください。

【留意事項】

・連絡先を必ずご記載ください。

・電子メールのタイトルは届出名称等をご記載ください。

　　例）氏名等変更届出書の件、公害関係法令に基づく届出について 等

・添付ファイルはPDF形式でお願いします。

・受け取れない場合がありますので、一度のメール容量は３MB以内としてください。

・郵送で提出する場合、副本の返送を希望する方は副本と返送用封筒を同封してください。

・提出前にお電話いただけますと、手続きがスムーズになります。

【送付先】

・電子メールで提出する場合

kankyou@city.takasaki.gunma.jp

・郵送で提出する場合

〒370-8501

群馬県高崎市高松町３５番地１

高崎市役所　環境部　環境政策課（環境保全担当）

【問い合わせ先】

高崎市役所　環境政策課（環境保全担当）

TEL　027-321-1251

FAX　027-321-1161